

# Sport in Life 推進プロジェクト委託要項

令和 2 年 2 月 5 日  
スポーツ庁次長決定

## 1. 趣 旨

スポーツ庁では「第2期スポーツ基本計画」において、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度まで引き上げるという目標を掲げている。その達成に向け、平成30年9月に「スポーツ実施率向上のための行動計画」を策定し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運を活かし、関連団体と連携しながらスポーツの楽しさを発信することとしている。

これまでは子供、成人、女性、高齢者などの属性毎に事業を実施してきたところであるが、目標の達成には至っておらず更なる取組が必要である。

このような状況を踏まえ、地方自治体やスポーツ団体、経済団体、企業等（以下「関係団体等」という。）が連携・協働してコンソーシアムを形成し、Sport in Life 推進プロジェクトとして一体となって取り組むことにより多様な形でスポーツの機会を提供し、2020年東京大会のレガシーとしてスポーツ参画人口の拡大を図る。

## 2. 事業の内容

地方自治体や、スポーツ団体、経済団体、企業等のスポーツ推進に積極的に取り組む関係団体で構成するコンソーシアムを設置し、それぞれがこれまで行ってきたスポーツ推進の取組を集約するとともに、加盟団体間の連携によりスポーツ実施者の更なる増加に向けた推進力、相乗効果を創出する。

具体的には、スポーツに関する国民の意識改革、スポーツ実施を阻害する課題解決のための実証実験、様々な関係団体が連携したスポーツ実施の機会提供等のスポーツ実施者増加のための取組、調査分析を行うとともに、関係団体が有するスポーツ情報を一元化し、安全にスポーツ活動が行えるようスポーツに関する情報提供の仕組みづくりを行う。

さらに、関係団体が連携した自主的な取組が促進されるような取組を行う。

## 3. 事業の委託先

本事業の委託先は、法人格を有する団体（以下、「団体」という。）とする。

## 4. 委託期間

本事業の委託期間は委託を受けた日から業務が終了する日までとする。（ただし、年度をまたぐことはできない。）

## 5. 委託手続

- (1) 団体が事業の委託を受けようとするときは、事業計画書をスポーツ庁に提出すること。

- (2) スポーツ庁は、上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体に対し事業を委託する。

## 6. 委託経費

- (1) スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) スポーツ庁は、本事業の委託を受けた団体が委託要項又は委託契約書等に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部について返還を命じることができる。

## 7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

なお再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。

## 8. 事業完了（廃止等）の報告

団体は、本事業が完了したとき（中止・廃止の承認を受けたときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書及び支出を証する書類の写を、終了した日から10日を経過した日、又は契約期間完了日のいずれか早い日までに、スポーツ庁に提出しなければならない。

## 9. 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8により提出された委託事業完了（廃止）報告書について審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 10. 著作権等

- (1) 本事業により発生した著作権がある場合には、原則として、スポーツ庁に帰属させる。
- (2) 上記(1)の規定により著作権を委託先からスポーツ庁に譲渡する場合において、当該著作物を自ら創作したときは、委託先は当該著作人格権を行使しないものとし、また当該著作物を委託先以外の第三者が創作したときは、委託先は当該第三者が著作人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。
- (3) ただし、委託契約書において上記(1)及び(2)と別の定めがあるときは、この限りではない。

## 11. その他

- (1) スポーツ庁は、団体における本事業が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。

- (2) スポーツ庁は、委託事業の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) 団体は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり、必要な事項については、別に定める。